

計画の基本的な考え方・計画策定の進め方

1. 計画の位置付け

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づき策定
- 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」等の関連する計画との整合を図り策定

2. 計画期間

- **3年間**（令和6年度から令和8年度まで）

3. 策定の進め方

- 計画は、**検討会議での意見等を参考にして県が策定**

時期（予定）	主な作業内容（予定）
9月	・ 第1回検討会議開催 ・ 関係各課へ事業確認
10月	・ 原案作成
11月	・ 第2回検討会議開催 ・ 委員の意見を反映して原案修正 ・ 関係各課に原案の修正依頼
12月	・ パブリックコメント実施 ・ 市町村への意見照会
1月	・ 意見等の取りまとめ
2月	・ 計画案策定
3月	・ 第3回検討会議開催 ・ 計画の決定、公表